

情個審答申第 3 号
令和6年（2024年）6月17日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書
の第三者点検に係る意見について（通知）

令和6年（2024年）4月25日付け地政発第80号で依頼のあった住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を踏まえ、下記のとおり意見を提出します。

記

業務の名称	住民基本台帳に関する事務
担当部署	文化市民局市民生活部地域政策課
審議会の意見	<p>特定個人情報ファイルを取り扱う住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書については、了承します。</p> <p>【附帯意見】</p> <p>マイナンバーセンター運營業務委託は、窓口運營業務等の様々な種類の業務を含んでおり、また、評価の対象となる特定個人情報ファイル以外の個人情報も取り扱うことから、特に以下の点については十分に注意の上、委託を実施されたい。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 市は、評価の対象となる特定個人情報ファイル以外の個人情報の取り扱いについても、受託業者において適切な取り扱いがなされるように指導するとともに、受託業者を監督すること。2. 仕様書と実際の運用との整合性が常に図られた状態を保つため、次に掲げる措置を実施すること。<ol style="list-style-type: none">(1) マイナンバーセンター開設前に、受託業者における運用等が仕様書と整合していることについて十分確認を行うこと。(2) マイナンバーセンター開設後においても、仕様書どおりの運用等が適切に行われているかどうか、適宜確認を行うこと。(3) 再委託（再々委託以降を含む。以下同じ。）を行う場合には、その再委託先の業務についても受託業者と同様に確認を行うこと。3. 市は、熊本市情報セキュリティ対策基準等に鑑み、必要な対策を実施したうえで、マイナンバーセンター運營業務におけるセキュリティを確保

	<p>するとともに、情報技術の進展に応じたセキュリティ対策を検討し、随時改善を図ること。</p> <p>4. 市は、受託業者が行う情報セキュリティに関する研修が形式的なものにならないよう、適宜その手法等の見直しを検討するよう促すこと。また、市の受託業者に対する監査についても形式的なものにならないよう、適宜その手法等の見直しを検討すること。</p>
--	--